

【令和7年3月変更】

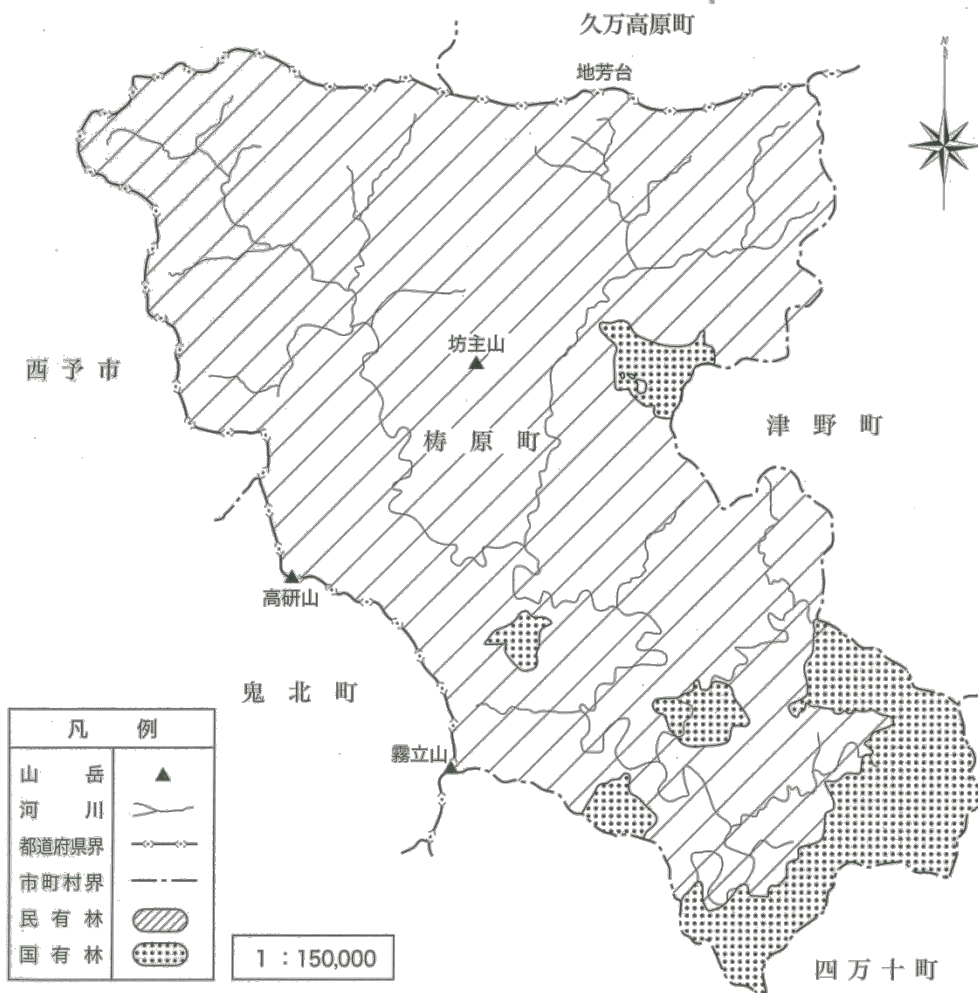
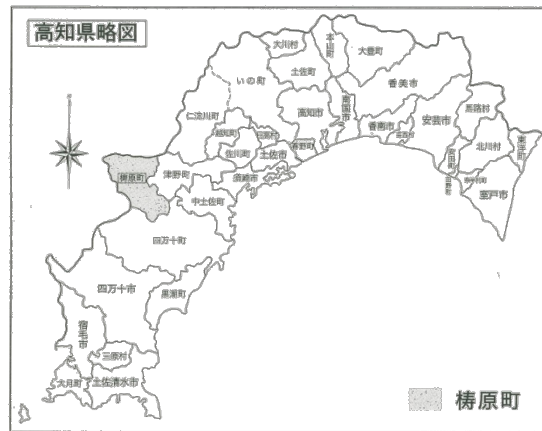
栲原町森林整備計画

計 画 期 間 自令和 4 年 4 月 1 日
 至令和 1 4 年 3 月 3 1 日

高 知 県

栲 原 町

森林整備市町村位置図



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	6
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	11
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2	保育の種類別の標準的な方法	13
3	その他必要な事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
3	その他必要な事項	20
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	20
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を 促進するための方策	20
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	20
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	20
5	その他必要な事項	21
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	21
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	21
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	21
4	その他必要な事項	21

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	21
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	22
3	作業路網の整備に関する事項	23
4	その他必要な事項	26
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	26
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	26
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	26
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	27
2	その他必要な事項	28
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	28
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	28
3	林野火災の予防の方法	29
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	29
5	その他必要な事項	29
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	29
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	29
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	30
4	その他必要な事項	30
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	30
2	生活環境の整備に関する事項	31
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	31
4	森林の総合利用の推進に関する事項	32
5	住民参加による森林の整備に関する事項	32
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	33
7	その他必要な事項	33

○公益的機能別施業森林

別表 1

別表 2

○参考資料

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町の森林の現状は、下表のとおりとなっております。

区 分	面積・率 等
総面積	23,651ha
林野面積	21,457ha
民有林面積	18,132ha
民有林人工林面積	13,279ha
民有林人工林率	73%
民有林蓄積	8,199 千 m ³

四万十川源流域に位置する本町の森林は、実に総面積の 91%を占めており、自然的、経済的、社会的資源として重要な位置づけとなっています。

これらの森林の多くは、戦後、梶原の先人が木材需要の増加に対応することが町民生活の向上に大きな役割を果たすものと考え、「町土の全山緑化」「植樹栄郷」を合い言葉に積極的に植林を行ってきた努力の成果でもあります。

しかしながら、国内の木材価格は低迷を続け、補助金なしでは伐出による利用が経済的に成り立たない状況となり、民有林の大部分を占める人工林は、その経済的な側面から間伐をはじめとする森林管理が停滞することとなりました。

このような中、町は森林づくりの理念と基本方向を明らかにし、将来に渡って森林の維持と豊かで住み良いまちづくりを実現しようと「梶原町森林づくり基本条例（平成12年条例第8号）」を制定しました。このことを受けて、梶原町森林組合では森林の持続的管理経営と木材のブランド化を目指し、団体として日本初のFSCの森林認証を取得し、平成27年7月現在第4次認証を受け、町内の林野の約6割を占める13,396ヘクタールの森林において持続的管理経営が進められています。一方町は、翌年の平成13年度から水源地域森林整備交付金事業をスタートさせ、間伐そのものが森林の公益的機能の発揮につながる点を評価し、間伐を実施した森林所有者に1ヘクタール当たり10万円を交付することで、10年間で交付金の対象となる16年生以上の人工林の7割以上の間伐が実施されました。ただ、この事業で実施された間伐の多くが切り捨て施業であったことから、林地残材が多く発生することとなったことから、これらの資源を有効活用するため、平成17年度より矢崎総業株式会社、梶原町森林組合、高知県と協働で「木質バイオマス地域循環モデル事業」を開始し、平成20年5月には、中核施設となる木質ペレット燃料製造工場を稼働させ、森林の育成と木材の活用の循環モデルを確立すべく取り組みを進めています。また、平成25年度より、新たな水源地域森林整備交付金事業として、FSC認証森林より出てくる搬出間伐材やペレット材の出荷に関しての補助事業設立し4,000円/m³を林家に直接交付することにより木材の安定供給を行い、林地残材などについても有効活用しております。

また、中山間地域での担い手不足が深刻化しており、地域の人材確保・育成は急務となっています。高知県においては、平成 27 年に高知県立林業学校が開校され、梶原町においては今まで行っていた事業体への担い手支援とともに平成 27 年 11 月に林業塾を開校し、技術はそれぞれの職場で、林業全体の知識を塾にて学ぶことにより、塾生個々が経営者として意識できるように育成を行っています。

森の力を人に、地域に活かそうと、平成 19 年 3 月に四国で初めて森林セラピー基地の認定を受けました。平成 23 年 3 月には、矢崎総業株式会社と協働で開設した九十九曲峠「矢崎の森」の森林セラピーロード「OAAOロード」も追加認定され、森林におけるボランティア活動の場や、もりのようちえんなど子育ての場としても活用されています。

町内においては、公共建築においても木材利用を進めており、平成 18 年には総合庁舎（役場のほか、地方銀行、農業協同組合、商工会が入所）の建築、木橋の設置、指定管理であるホテルの増築及び別館の新築などを、平成 29、30 年には社会福祉協議会の事務所や図書館、福祉施設を建築するなど、公共施設の木造、木質化及び木材の PR を推進しています。

今後は、梶原町森林づくり基本条例の理念を達成すべく、これらの取り組みを着実に進めながら、環境の変化に対応した取り組みに挑戦することが求められています。また、超高齢社会において、どのようにして未来の森林づくりを担う後継者を育成するかが喫緊の課題となっています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能及びその機能を発揮する上から、望ましい森林資源の姿を以下のとおりとします。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根系が発達することにより、水を蓄える空隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な太陽光線が射し込み、下層植生とともに樹木の根系が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場、さらには森林セラピーの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され生長量が高い森林であって、林道等の生産基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備を進めるうえにおいては、梶原町森林づくり基本条例をはじめ、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例やF S C森林認証の原則と基準に則り、さらには平成21年に選定された四万十川流域の文化的景観に配慮する必要があります。また、引き続き国有林等との連携を図るとともに、経済性重視の単層林のみの施業から、長伐期施業、複層林施業、生態学的に地域に適した多様な樹種を導入する施業を実施し、水源のかん養や自然環境に配慮した森林整備を進めなければなりません。

そのため、

- ① 適正な森林管理の基盤となる林道、林業専用道、作業道等の路網整備を森林に及ぼす影響を最小限に抑えながら推進します。
- ② 利用間伐を推進し、環境に配慮した森林認証材の利用拡大、木質ペレット燃料の生産・利用を通じて森林組合や林業事業体等の育成・強化、環境保全の積極的な啓蒙による森林所有者への意識の向上を図ります。
- ③ 企業との協働の森づくり事業を通じて、森林セラピーや森のようちえんなど森林の多角的な活用を図ります。

また、森林の有する各機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための基本的な考え方及び森林施業の推進方策は第1表のとおりとします。

第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本
ア 水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要な湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根系を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。 また、ダム等の利水施設の上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。
イ 山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能・土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を行う必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。
ウ 快適環境形成機能	町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進することとします。
エ 保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林、さらには森林セラピーや森のようち

	えんのか場として供される森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
オ 文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、景観美の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
カ 生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。
キ 木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とします。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。 現在、森の工場の認定を受けている地域を中心に、林道等の基盤整備を進め木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するための機能の維持増進が図られている状態にします。

注1： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2： これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるため、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林組合や林業事業体等、施業の集約化に取り組む者に対し長期の施業の受委託などに必要な情報の提供や助言等を行い森林経営の委託の促進等を進めます。また、長伐期化に対応した繰り返し間伐、環境負荷の低減に配慮したきめ細やかな施業の実施など、地域の森林資源を効率的に利用するため、林業関係者等が一体となり高性能林業機械を導入した作業システムの構築を図れるよう努めるものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

森林の持つ公益的機能、生産性及び自然的条件、森林の構成を勘案し、標準伐期齢を次のとおり設定します。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他の針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全 域	35年	45年	35年	40年	10年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように配慮します。また、伐採後の適確な更新を確保するため、更新の方法を勘案して伐採を行います。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するために伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮します。

さらに林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持、並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置します。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とします。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとします。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、かつ、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）の伐採とします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下の（１）から（５）までに留意することとします。

- （１）森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。
- （２）森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。
- （３）伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。
- （４）林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。
- （５）上記（１）から（４）に定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえます。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行います。

3 その他必要な事項

特にありません。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとします。

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種として下記の樹種を選定して造林を行うこととします。

なお、樹種を選定にあたっては遺伝的な地域系統群を保全するため、可能な限り町内での選定を行います。

また、下記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は梶原町役場森林の文化創造推進課とも相談のうえ、適切な樹種を選択するものとします。

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、ケヤキ、クヌギ、ナラ、ブナ、トチノキ、ヤマザクラ等

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、下記のとおり標準的な植栽本数を植栽するものとします。

また、複層林における下層木については、下表の「疎仕立て」の植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとします。

さらに、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽する場合は、林業普及指導員又は梶原町役場森林の文化創造推進課と相談のうえ、適切な植栽本数を決定するものとします。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ・ヒノキ	疎 仕 立 て	1,500～2,500 本/ha	
	中 仕 立 て	2,500～3,500 本/ha	
	密 仕 立 て	3,500～4,500 本/ha	
広葉樹	疎 仕 立 て	1,500～2,500 本/ha	
	中 仕 立 て	2,500～3,500 本/ha	

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して下記のとおりとします。

また、苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や、成長が優れた苗の導入、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木）の採用に努めるものとします。

なお、伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めるものとします。

その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地 拵 え の 方 法	全刈り地拵え又は筋刈り地拵えを標準としますが、風衝地・乾燥地では造林木の生長に支障にならない程度に雑木を切り残すこととします。また、雨量が多く急峻な地形の区域などでは、尾根筋及び谷筋に植生を残し、保護樹帯とするなど、林地の保全に配慮します。
植 付 け の 方 法	正方形植えを原則として、植え付けは丁寧に行います。
植 栽 の 時 期	乾燥時期を避け、2月中旬から4月末までに行います。 なお、コンテナ苗については、時期を指定しないものとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、「3（2）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」に定める森林など、人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林をするものとします。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間に人工造林をするものとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

なお、県の定める天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図ることを旨とします。

(1) 天然更新の対象樹種

対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案して下記のとおり定めます。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、ケヤキ、トチノキ、ヤマザクラ、クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類 等
-----------	---------------------------------------

	萌芽による更新 が可能な樹種	クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類
--	-------------------	-----------------

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数は下記のとおりとし、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとします。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定めるものとします。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
アカマツ、ケヤキ、トチノキ、ヤマザクラ、クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類	6,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新にあたって、天然更新補助作業である地表処理、刈出し、植込み、芽掻きの標準的な方法を下記のとおりとし、萌芽更新による場合には、萌芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽掻き又は植込みを行うものとします。

区分	標準的な方法
地 表 処 理	下層の繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとします。
刈 出 し	天然稚樹の生育が下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払い幼稚樹の生長の促進を図るものとします。
植 込 み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとします。
芽 か き	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外のものは掻き取ります。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の状況確認は、標準地を設け本数調査等により行うものとします。

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合は、天然

更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年を超えない期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

四万十川地域森林計画に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、現状が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、適確な更新を確保します。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)「人工造林の対象樹種」によるものとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)「天然更新の対象樹種」によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、2の(2)のアで定める天然更新の対象樹種の期待成立本数と同じ本数とします。

なお、当該対象樹種のうち、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとします。

5 その他必要な事項

特にありません。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐の回数、その実施時期及び間隔とともに、間伐率等について下記のとおりとします。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				標準的な方法
			初回	2回	3回	4回	
スギ	一般材	3,000	15	20	—	—	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。 標準地調査により1ha当たりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとします。 ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。 なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目（マツは3区分の中位）、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。
	中径材	3,000	15	20	30	—	
	大径材	3,000	15	20	30	50	
ヒノキ	一般材	3,000	20	30	—	—	
	中径材	3,000	20	30	40	—	
	大径材	3,000	20	30	40	60	
マツ	一般材	3,000	20	25	35	—	

列状間伐の実施にあたっては、上記の間伐の標準的な方法の範囲内であることのほか、以下の内容を基本とします。

列状間伐は伐採・搬出コストの削減を行うため、個々の立木の形質や優劣に関係なく植栽列を一定の間隔において、一定の幅に含まれる立木の全てを伐る方法です。

列状間伐にあたっては、林地の傾斜方向に合わせて伐採列及び列の幅を設定するものとし、伐倒の際は元口を搬出機械方向とすることを原則とするほか、伐倒木の落下防止に最大限の注意を払うこととします。1回の間伐として伐採する率は、伐採列数と残存列数による本数間伐率で、3残1伐～2残1伐による本数間伐

率25～33%とします。また、伐採列1列あたりの幅は、標準地調査による1haあたりの現存本数から算出した樹間距離のおおむね2倍以内とすることを標準とします。

なお、標準的な間伐の間隔は、スギ、ヒノキとも標準伐期齢に満たない林分は10年間、標準伐期令以上の林分は20年間とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、時期、回数、作業方法その他必要な事項について下記のとおりとします。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															標準的な方法
		1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
下刈	スギ	1回	1	1	1	1	1	1									植栽木が下草より抜出るまで行います。実施時期は、6月～9月頃を目安とします。
	ヒノキ	1回	1	1	1	1	1	1									
つる切り	スギ									1							下刈り終了後、つるの繁殖の状況に応じて行い、実施時期は6～7月頃を目安とします。
	ヒノキ									1							
除伐	スギ											1					造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去し、実施時期は8～10月頃を目安とします。
	ヒノキ												1				

保育の種類別の標準的な方法

3 その他必要な事項

計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等については、別紙参考資料のとおりです。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森

林の区域及び当該区域内における施業の方法については、下記のとおりとします。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林やダム集水区域、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林や地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、別表 1 のとおりです。

イ 施業の方法

伐期の延長を推進すべき森林の施業の方法は、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。主伐伐期齢の下限は、下表のとおり標準伐期齢に 10 年を加えた林齢とし、当該森林の区域は、別表 2 のとおりです。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹	クヌギ	その他の広葉樹
全域	45 年	55 年	45 年	50 年	20 年	25 年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林については、別表 1 のとおりです。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林や土砂流出防備保安林、砂防指定地周辺や山地災害危険地区など山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能/土壌保全機能が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、キャンプ場・森林公園、森林セラピー等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められている森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を、それぞれ推進するものとします。

また、アの①～③までに掲げる森林については原則として複層林施業を推進すべき森林としますが複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林とします。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとします。この場合、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

それぞれの森林の区域については別表2のとおりです。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行う

ことが適当と認められる森林などについて、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については別表１のとおりです。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、「特に効率的な施業が可能な森林」とし、その区域については別表１のとおりです。

なお、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」は、「再造林推進プラン」の策定について（令和５年９月１５日付け５高木増第２７８号高知県木材増産推進課長通知）に示す林業適地の考え方を参考とするほか、地域の実情や自然的・社会的条件を踏まえて選定するものとします。

さらに、区域内において１の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

（２） 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行います。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1-1~215-4 上記に係わらず、特用林産物を生産するための原木林の区域を除く。	18, 044ha
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6-7(一部)、8-1(一部)、8-2(一部)、9-1、10-1、10-2、10-4(一部)、13-3(一部)、13-4、14-2(一部)、14-5(一部)、14-6(一部)、15-5(一部)、16-1(一部)、17-1、32-3(一部)、46-6、47-1(一部)、72-10、73-1(一部)、76-5(一部)、76-7(一部)、76-8(一部)、99-3、99-4(一部)、105-2、105-3(一部)、109-5、109-6(一部)、110-2、110-3(一部)、111-5、111-6(一部)、112-1(一部)、124-4、124-5(一部)、125-4(一部)、130-4、131-1、131-2(一部)、131-3、131-4(一部)、133-2、133-3(一部)、135-2、135-3(一部)、135-4(一部)、136-2、136-3(一部)、139-6、139-7(一部)、141-3、141-4(一部)、142-2、142-3(一部)、143-4、143-5(一部)、143-6(一部)、145-3、145-4(一部)、147-1、147-2(一部)、147-5、148-1(一部)、157-2、157-3(一部)、159-3、159-4(一部)、163-1、163-2、163-3、164-1、164-2(一部)、164-3(一部)、165-1(一部)、173-3、173-4、180-3、180-4(一部)、181-1(一部)、181-5、181-6(一部)、181-7、181-8(一部)、182-2、182-3(一部)、183-7、184-1(一部)、184-2(一部)、185-6、186-1(一部)、189-1、189-2(一部)、190-1、190-2(一部)、190-3(一部)、190-4(一部)、191-1、191-2(一部)、191-3(一部)、191-5(一部)、192-1、192-2(一部)、193-4、193-5(一部)、193-6、194-1(一部)、194-2、194-3(一部)、203-5、203-6(一部)、203-7(一部)、205-1、205-2(一部)、205-3(一部)、207-5、208-1(一部)、208-2(一部)、208-3(一部)、210-1、210-2(一部)、210-4、210-5(一部)、211-1(一部)、211-2(一部) 上記に係わらず、特用林産物を生産するための原木林の区域を除く。	1, 533ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	46-5、46-6、47-5、47-6、51-3、52-1、52-2、66-2~66-5、77-7、77-8、78-1~78-4、79-1~79-3、80-3、80-4、82-1、82-2、109-5、109-6、122-6、123-1、123-2、130-4、131-1、131-2、132-6、133-1~134-4、135-1、135-2、135-3、137-1~137-6、138-1、138-2、144-1~144-5、144-9、145-1、145-2、145-3~146-5、147-1~147-5、157-2~157-3、158-6、159-1、160-2、160-3、161-3、161-4、166-5~171-7、185-3、185-4、215-3、215-4 上記に係わらず、特用林産物を生産するための原木林の区域を除く。	1, 571ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1-1~4-5、11-1~16-6、17-1、17-3、19-3、22-1~29-6、30-4、31-1~35-11、39-1~40-4、42-1~46-6、55-2、57-5、58-1~72-10、73-5、74-1~93-8、97-6、98-1~98-9、99-8、100-1~108-4、113-4、114-1~120-5、121-3、122-1~168-8、173-1~173-9、174-4、175-8、176-1~185-6、186-5、187-1~198-3、205-5~206-2、207-5、208-1~210-5、214-5、215-1~215-4 上記に係わらず、特用林産物を生産するための原木林の区域を除く。	13, 987ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	12-4、16-4、17-1、17-3、19-3、23-2、26-6、28-2、29-2、30-4、35-4、35-10、42-3、43-4、45-1、45-4、46-3、46-5、46-6、55-2、59-1、62-1、62-4、63-3、63-6、64-1、64-4、65-2、68-3、69-1、69-2、69-3、72-3、72-5、74-4、75-2、75-4、77-5、77-8、78-2、79-1、79-3、81-7、82-3、84-6、85-2、86-3、86-4、87-6、88-8、98-6、98-8、98-9、99-8、103-5、107-1、107-3、115-1、116-1、117-1、122-1、126-4、128-2、128-3、133-4、135-6、136-3、137-6、139-2、140-2、142-7、144-2、156-1、159-5、161-5、162-5、176-6、177-2、177-3、177-4、177-5、177-10、178-3、178-5、178-7、178-8、179-1、181-3、183-7、184-1、194-4、196-7、209-4 上記のうち、ゾーニング図に示した区域のみが対象。	605ha

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1-1~215-4 上記に係わらず、特用林産物を生産するための原林木の区域を除く。 下記の長伐期施業を推進すべき森林、複層林施業を推進すべき森林及び特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林を除く。	16, 066ha
長伐期施業を推進すべき森林		6-7(一部)、8-1(一部)、8-2(一部)、9-1、10-1、10-2、10-4(一部)、13-3(一部)、13-4、14-2(一部)、14-5(一部)、14-6(一部)、15-5(一部)、16-1(一部)、17-1、32-3(一部)、46-6、47-1(一部)、47-6、52-1、52-2、66-3、66-5、73-1(一部)、76-5(一部)、76-7(一部)、76-8(一部)、77-8、78-1~78-3、79-1~79-3、80-4、82-2、99-4(一部)、105-3(一部)、109-6、110-3(一部)、111-6(一部)、112-1(一部)、123-1、123-2、124-5(一部)、125-4(一部)、131-1、131-2、131-4(一部)、133-1~133-4、135-2、135-3、135-4(一部)、136-3(一部)、137-2~137-4、137-6、138-2、139-7(一部)、141-4(一部)、142-3(一部)、143-5(一部)、143-6(一部)、144-2、144-3~144-5、145-1、145-3~146-2、146-4、146-5、147-2、147-3~147-5、148-1(一部)、157-1~157-3、159-1、159-4(一部)、160-3、161-4、163-2、164-1、164-2(一部)、164-3(一部)、165-1(一部)、166-6~171-7、173-4、180-4(一部)、181-1(一部)、181-6(一部)、181-8(一部)、182-3(一部)、184-1(一部)、184-2(一部)、185-4、186-1(一部)、189-2(一部)、190-2(一部)、190-3(一部)、190-4(一部)、191-2(一部)、191-3(一部)、191-5(一部)、192-2(一部)、193-5(一部)、194-1(一部)、194-3(一部)、203-6(一部)、203-7(一部)、205-2(一部)、205-3(一部)、208-1(一部)、208-2(一部)、208-3(一部)、210-2(一部)、210-5(一部)、211-1(一部)、211-2(一部)、215-4 上記に係わらず、特用林産物を生産するための原林木の区域を除く。	2, 222ha
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	46-6の一部、52-2の一部、80-4の一部 上記に係わらず、特用林産物を生産するための原林木の区域を除く。	4ha
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		

特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	35-10の一部、35-11の一部、109-6の一部、169-4の一部 上記に係わらず、特用林産物を生産するための原木林の区域を除く。	52ha
-------------------------	--	------

3 その他必要な事項

該当ありません。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

今後は、地域林業の担い手として、集約化主体の働きが大きくなると想定されます。本町においては、総面積のほとんどを森林が占めていることもあり、町内全域を対象として森林施業の集約化を図ることとします。また、施業の実施に際しては、建設事業体と林業事業体等とのジョイント方式等森林施業の効率化を図ります。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

地域林業に果たす役割が拡大すると見込まれる林業事業体等の取り組みを支援することとします。具体的には、施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託などに必要な情報の提供や助言を行う等に努め、必要に応じてそれぞれの取り組みを後押しする制度の創設等支援体制の充実を図ります。さらには、今後増加すると見込まれる不在町地主対して、森林施業等についての周知を図り、円滑な森林経営を目指します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者の高齢化、また不在町地主の増加に伴い森林の境界確認作業等が困難になってきています。また、木材価格の低迷による林業離れがおき、林業へ無関心な森林所有者が増加しています。

このような現状を踏まえ、町と事業体が連携し、国土調査の成果を十分に活用し、従来から蓄積してきた林業事業体等が持つ森林情報をさらに整備・拡充するとともに、GISやGPSの活用を図ることで、現地境界や現況確認を進めます。

さらには、長伐期施業における作業道の開設や利用間伐といった施業を促進し、森林所有者等に利益を還元することが円滑な森林施業の実施につながるため、国や県などの支援制度の積極的な活用や町の支援体制の充実を図るとともに、担い手となる林業後継者を育成する事業システムの構築を図ります。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については、意欲

と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林経営管理を推進します。

経営管理集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとします。

5 その他必要な事項

該当ありません。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林所有者の所有面積規模が小さく、所有山林が散在していることから、効率的かつ効果的な森林整備を推進するため、法第10条の11第1項に規定する施業実施協定の参加を働き掛けるとともに、その他森林施業の共同化の促進に努めます。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など効果の見込まれる施業について重点的に共同化を図ることとし、共同化の推進にあたっては森林組合と連携するものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、下記の事項に留意するものとします。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- (3) 共同施業実施者の一が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、予め施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

4 その他必要な事項

該当ありません。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について下記のとおりとします。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用するものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととします。

また、効率的な作業システムの考え方については、四万十川地域森林計画の「作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針」に基づくものとします。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系 作業システム	35以上	65以上	100以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系 作業システム	25以上	50以上	75以上
	架線系 作業システム	25以上	0以上	25以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系 作業システム	15以上	0以上	15以上
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5以上	—	5以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については下記のとおりです。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定 路線	開設予定 延長(m)	対図番号	備考
梣原町後別当等	259	区域内	1,710		
梣原町中の川等	75		3,084		
梣原町上西の川等	163		4,000		
梣原町上折渡等	578		1,827		
梣原町大蔵谷等	277		5,340		
梣原町広野等	103		2,000		
梣原町初瀬本村等	85		2,000		
合 計	1540		19,961		

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 24 日付け 22 林整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、高知県林業専用道作設指針（平成 24 年 3 月 1 日付け高知県治山林道課）に則り開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

基幹路網の整備計画については、下記のとおりです。

単位(延長:m 面積:ha)

開設/ 拡張	種類	区 分	位 置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 の面積	うち前半 5 年分	備考
開設	自動車道		後別当等	坊主山	1,710	259	－	対図番号①
開設	自動車道		中の川等	上組中の川	3,084	75	○	対図番号②
開設	自動車道		上西の川等	上西九十九曲峠	4,000	163	－	対図番号③
開設	自動車道	林道専用道	松谷等	六丁松谷	1,480	69	○	対図番号④
拡張	自動車道 (幅員改良)		上折渡等	梶原東津野	1 箇所 1,827	578	○	
拡張	自動車道 (舗装)		永野等	根ぶき谷	1 箇所 7,257	419	○	
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)		東川等	東川	1 箇所 1,000 1 箇所	248	－	
拡張	自動車道 (舗装)		大向等	中平西川	1 箇所 1,800	124	－	
拡張	自動車道 (舗装)		初瀬本村等	初瀬支	1 箇所 4,175	384	－	
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)		佐渡等	神在居佐渡	1 箇所 5,162 1 箇所	181	－	

拡張	自動車道 (舗装)		中の川等	中の川井桑	1箇所 6,481	721	○	
拡張	自動車道 (局部改良)		松谷等	岩井又	1箇所	83	—	
拡張	自動車道 (局部改良)		井高等	桜ヶ峠	1箇所	92	—	
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)		文丸等	大窪	1箇所 4,029 1箇所	186	—	
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		井高等	滝山	3箇所 2,000 2箇所 1箇所	113	—	
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		文丸等	文丸	2箇所 500 2箇所 1箇所	85	—	
拡張	自動車道 (舗装)		佐渡等	神在居佐渡南部	6箇所 3,710	96	—	
拡張	自動車道 (舗装)		太田戸等	永野太田戸	1箇所 4,000	562	—	
拡張	自動車道 (舗装)		太郎川等	グリーンハット	1箇所 7,006	265	○	
拡張	自動車道 (法面保全)		上本村等	大郷長谷	1箇所	464	—	
拡張	自動車道 (法面保全)		島中等	松原中津川	1箇所	275	○	
拡張	自動車道 (法面保全)		後別当等	野地ヶ谷上谷	2箇所	447	○	
拡張	自動車道 (法面保全)		大蔵谷等	うばが滝白谷	4箇所	277	○	
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		広野等	広野九十九曲支	1箇所 1箇所	103	—	

拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		松原等	松原	1 箇所 1 箇所	48	—	
拡張	自動車道 (橋梁改良)		大向	大中山	1 箇所	37	○	
拡張	自動車道 (橋梁改良)		大向	大向	1 箇所	662	○	
開 設 計				(局部改良)	4 路線 10,274m			
拡 張 計				舗装 法面保全 局部改良 橋梁改良 幅員改良	23 路線 20 箇所 47,120m 14 箇所 9 箇所 2 箇所 1 箇所 1,827m			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、高知県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 1 日付け高知県林業改革課）に則り開設します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

高知県森林作業道作成指針に基づき、森林作業道を継続的に利用できるよう適正に管理します。

4 その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設など、森林の整備のために必要な施設の整備は下記のとおりです。

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	番号
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業を取り巻く情勢は厳しく、林業従事者の減少、高齢化、後継者不足の問題は深刻化しています。高知県では、県立林業学校を開校し新たな担い手の育成を進めており、梶原町においても産業担い手育成塾を開講し、林業の担い手を育成し持続可能な森林経営を事業体と共に行います。民有林の中核的担い手である梶原町森林組合の育成強化を始め、間伐推進員等の技術研修会、講習会等を積極的に推進します。また、森林を木材資源の供給源としてのみ捉えるのではなく、森林セラピー等多角的な方面から森林を通じた町域の活性化を図るため、森林セラピーガイド等の担い手を育成します。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化及び施業の合理化を図るために必要な林業機械の導入について下記のとおりとします。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐 倒 造 材 等	伐 倒	チェーンソー	チェーンソー
	造 材	チェーンソー、プロセッサ	チェーンソー、プロセッサ
	集 材	大型集材機、タワーヤーダ	大型集材機、タワーヤーダ
造 林 保 育 等	地拵、下刈	人力、チェーンソー、刈払機	人力、チェーンソー、刈払機
	枝打ち	人力	人力、自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

用材については、町内に原木市場がないことから、梶原町森林組合や他地域の市場に出材されています。特にFSCの認証材については、梶原町森林組合が関西方面等の工務店と連携し、環境保護に配慮した森林の木材として販路が拡大しており、認証面積も拡大していることから、計画的な木材生産を推進するとともに、経済的・効率的な流通体制づくりに努めます。

また、平成20年5月には梶原町森林組合をはじめとする製材所から発生する廃材や林地土場残材を活用して、木質ペレット燃料を生産するペレット工場が稼働しました。これに併せ、町は加温ボイラーをはじめとするペレット燃料消費機器の設置を進めています。今後も、これらの施設の安定的な稼働を通じて二酸化炭素の排出を抑制し、環境負荷の少ない取り組みを進めていく必要があります。

さらに、特用林産物については、「大上厚シイタケ」をはじめとして津野山産シイタケの知名度が高まっていることもあり、安定的な生産を後押しするため、原木の供給体制を整えるなどの取り組みが必要となっています。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材施設（組合）	広 野	5,500	A				(m3)
〃（個人）	田野々	500	B				(m3)
〃（個人）	富 永	400	C				(m3)
〃（個人）	川西路	400	D				(m3)
〃（個人）	上西の川	600	E				(m3)
加工施設（ペレット）	大 越	1,390	F				(t)
加工施設（組合）	大 越	5,500	G				(m3)

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進します。

対象鳥獣がニホンジカにあつては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進します。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るように努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

別表 3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	1~166、167(一部)、168(一部)、170(一部)、 171(一部)、172~176、177(一部)、178~215	17,825ha
イノシシ	1~166、167(一部)、168(一部)、170(一部)、 171(一部)、172~176、177(一部)、178~215	17,825ha
ノウサギ	1~166、167(一部)、168(一部)、170(一部)、 171(一部)、172~176、177(一部)、178~215	17,825ha
サル	1~166、167(一部)、168(一部)、170(一部)、 171(一部)、172~176、177(一部)、178~215	17,825ha

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めることとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとします。

また、県、市町村及び森林組合等関係者が連携して被害の把握に努めます。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策については、適切な間伐等により風通しを良くし、森林を健全な状態に保つことで森林病虫害等の侵入を阻むとともに、日常の管理を通じて、森林を取り巻く状況を把握し森林病虫害等の早期発見に努めます。

また、太郎川公園内の松については、公園という性格上、松くい虫による被害を受けないよう監視し、状況に応じた予防措置を図ります。

(2) その他

森林病虫害等の駆除又は予防に関しては、関係機関が連携して対処し、地域の体制づくりに協力するものとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、被害の動向等を踏まえた被害対策及び野生鳥獣との共存に配慮した森林整備を行うこととします。

ニホンジカ等による獣害については、早期発見に努めるとともに被害の発生に対して適切に対応します。特に、ニホンジカに対しては、防護柵の設置等により被害を防ぐ取り組みを促進しま

す。また、有害鳥獣捕獲許可期間については、捕獲したニホンジカ 1 頭あたり報奨金 10,000 円、狩猟期間についても、県のシカ個体数調整事業により捕獲したニホンジカ 1 頭あたり報奨金 8,000 円を交付し、捕獲を促進します。

防護と捕獲の両方の視点から被害対策に取り組んでいきます。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火栓の設置等に努めるとともに、「山火事防止」の標識等を活用し林野火災防止の意識の啓発に努めます。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

害虫駆除等を目的として火入れを行う場合、火入れ地の面積・形状及び周囲の現況、防火に関する計画等を十分検討し、周囲への延焼を防ぐものとします。

なお、火入れに際しては、森林法第 21 条及び榛原町火入れに関する条例の手続きに従い適切に行うものとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、下記のとおりです。

森林の区域	備 考
該当ありません。	

(2) その他

上記 1～4 のほか森林所有者等による巡視等、森林の保護を図るための取り組みを推進します。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合 計	人工林	天然林	無立木地	竹 林	その他	
該 当 な し								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
該 当 な し	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
該 当 な し

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備考
該 当 な し		

4 その他必要な事項

特にありません。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に際しては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、森林管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

地域名	林 班	地区面積 (ha)
四万川区	49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 121, 122	3, 992. 80
西 区	23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102	3, 212. 32
東 区	17, 18, 19, 20, 21, 22, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180	3, 255. 12
越知面区	117, 118, 119, 120, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161	3, 516. 29
初瀬区	13, 14, 15, 16, 181, 182, 183, 184, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198	1, 991. 27
松原区	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 185, 186, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215	2, 163. 73

注 森林の区域記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって替えることができる。

2 生活環境の整備に関する事項

ＵＪＩターン者等の定住促進のため、山村地域における生活環境の整備等に努めるものとします。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

現在、ＦＳＣの認証林は町内の民有林の７２％を占めるまでになっており、環境に配慮された木材として時代のニーズを捉え、その販路も拡大していることから、引き続きこの取り組みを進めることで、計画的な森林整備を促し、持続可能な森林管理を推進することで地域の活性化を図ります。

また、木質バイオマス地域循環モデル事業の着実な実行を通じて、森林の育成、木材の利用の循環モデルの構築及び低炭素社会の実現を目指します。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林は木材生産の場のみとしてではなく、多面的な機能を有しています。これらの森林を多角的に利用することにより、地域の振興を図ります。代表的な施設としては、森林セラピーや教育の場、都市住民との交流の場ともなっている九十九曲峠団地「矢崎の森」や、久保谷セラピーロード、さらには森林セラピーの取り組みにおける中核的施設である太郎川公園において、利用目的に合致した森林整備の実施及び関連施設の設置等を図ります。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状（参考）		（将 来）		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
矢崎の森	九十九曲峠	42ha セラピーロード 2km	九十九曲峠	42ha 関連施設整備 セラピーロードの延長	①
ふれあいの森林 「太郎川公園」	太郎川地区	17ha	太郎川地区	17ha 関連施設整備	②
久保谷セラピーロード	松原地区	セラピーロード 3km	松原地区	セラピーロード 3km 関連施設整備	③

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

町土の91%を占める森林の整備に取り組むためには、住民一体となった取り組みが不可欠です。このため、町の施策の立案にあたっては、森林づくり基本条例等に則り、森林所有者を中心とした町民を巻き込んだ施策展開を図ります。一方で、少子高齢化が進んだ本町においては、森林保全のためには企業等、他の力を借りることも欠かせなくなっています。こうした関係を持続的なものにするためにも、町民自らが森林づくりに関わり、森林を愛する心を育むことで、魅力的で選ばれる環境づくりに努めます。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

これまでも森林ボランティア協働の森づくり事業を通じて、四万十川流域の市町村に在住する住民の参加を得ながら森林づくりを進めてきました。今後は、上下流のみに留まらず、四万十川は国民の財産であり、四万十川源流域に暮らす私達にとって豊かな水を育む森林を整備することは国民に対する責任であるとの認識のもと、さらなる面的な拡がりをもった取り組みを進めていきます。

(3) その他

ア 環境先進企業との協働の森づくりに関する事項

環境先進企業との協働の森づくりを通じて、企業社員等とのボランティア間伐の実施や住

民との交流、さらには森林セラピーや森のようちえんの実施、協賛金を活用した森林整備を実施することにより、森林の多面的機能の高度発揮をはじめ、人づくり、活気のある地域づくりを目指します。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定状況

森林の経営管理の状況や集積の必要性等を勘案しつつ、必要な区域を選定した上で、その区域内の森林所有者への意向調査の実施結果等をふまえ経営管理権の設定を行うこととします。

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

経営管理権の設定した区域のうち、自然条件に照らして林業経営に適していない森林や意欲と能力のある経営者に再委託するまでの期間の森林について、適時適切な伐採、造林、保育等の施業に努めることとし、これを計画することとします。

7 その他必要な事項

(1) 森林に関するPR

本町の森林づくりに関する取り組み、施策を積極的にPRします。具体的には町ホームページや各種メディアを通じて行い、国民へ森林・林業に対する理解と関心を深めます。

(2) 保安林等の施業制限林に関する事項

保安林その他法令により施業に制限を受けている森林については、当該規定に従って施業が実施されるよう管理に努めます。

付 属 参 考 基 礎 資 料

付属参考基礎資料

1 森林整備計画概要図等（別添）

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成17年	4,625	2,280	2,345	503	256	247	568	301	267	648	374	274	1,242	649	593	1,664	700	964
	平成22年	3,984	1,949	2,035	395	200	195	392	215	177	530	296	234	1,098	592	506	1,569	646	923
	平成27年	3,608	1,750	1,858	346	181	165	388	209	179	477	257	220	870	459	411	1,527	644	883
	令和2年	3,307	1,611	1,696	320	158	162	310	187	123	412	215	197	734	382	352	1,531	669	862
構成比 (%)	平成12年	100.0	49.3	50.7	10.9	5.5	5.3	13.9	7.4	6.5	13.8	7.6	6.2	27.7	14.0	13.7	32.5	13.8	18.7
	平成17年	100.0	48.9	51.1	9.9	5.0	4.9	9.8	5.4	4.4	13.3	7.4	5.9	27.6	14.9	10.9	33.9	14.0	20.0
	平成27年	100.0	48.5	51.5	9.6	5.0	4.6	10.8	5.8	5.0	13.2	7.1	6.1	24.1	12.7	10.3	38.3	16.2	22.2
	令和2年	100.0	48.7	51.3	9.7	4.8	4.9	9.4	5.7	3.7	12.5	6.5	6.0	22.2	11.6	10.6	46.3	20.2	26.1

資料：令和2年国勢調査による

② 就業部門別就業者人口

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能
			農業	林業	漁業	小計			
実数 (人)	平成12年	2,803	597	290	2	889	943	971	
	平成17年	2,672	442	501	2	945	752	975	
	平成22年	2,075	292	283	0	575	546	954	
	平成27年	1,846	408	102	1	511	443	892	
構成比 (%)	平成12年	100.0	21.6	8.4	0.1	30.1	38.5	31.4	
	平成17年	100.0	21.3	10.3	0.1	31.7	33.6	34.7	
	平成22年	100.0	16.5	18.8	0.1	35.4	26.3	46.0	
	平成27年	100.0	22.1	5.5	0.1	27.7	24.0	48.3	

資料：平成27年国勢調査（平成22年10月1日現在）による

(2) 土地利用

	年次	総土地 面 積	耕 地 面 積				草 地 面 積	林野面積			その他 面 積
			計	田	畑	樹園地		計	森林	原野	
実数 (ha)	平成17年	23,651	205	129	60	16	10	21,511	21,425	86	1,925
	平成22年	23,651	200	122	62	16	3	21,415	21,329	86	2,033
	平成27年	23,645	313	107	190	16	86	21,431	21,345	86	1,815
	令和2年	23,645	250	73	164	13	86	21,432	21,346	86	1,877
構成比 (%)	平成17年	100.0	1.0	0.6	0.3	0.1	0.0	91.0	90.2	0.8	8.0
	平成22年	100.0	0.8	0.5	0.3	0.1	0.0	90.5	90.2	0.4	8.6
	平成27年	100.0	1.3	0.5	0.8	0.1	0.4	90.6	90.3	0.4	7.7
	令和2年	100.0	1.1	0.3	0.7	0.1	0.4	90.6	90.3	0.4	7.9

資料：2020年農林業センサスによる

(3) 森林転用面積

年 次	総 数	工事・事業場 用地	住宅・別荘 用地	ゴルフ場・レ ジャー用地	農用地	公共用地	その他
R2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
R元	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
H30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

資料：高知県林業振興・環境部の資料による

(4) 森林資源の現況等

①保有形態者別森林面積

保有形態		総面積		立 木 地			人工林率 (B/A)
		面積(A) ha	比率 %	計 ha	人工林(B) ha	天然林 ha	
総 数		20,729	100.0	20,523	15,718	4,805	75.8
国有林		2,650	12.8	2,650	2,456	194	92.7
公有 林	計	3,032	14.6	2,960	2,322	638	76.6
	県有林	282	1.4	282	264	18	93.4
	町有林	2,750	13.3	2,678	2,058	620	74.9
	財産区有林	0	0.0	0	0	0	
私有林		15,047	72.6	14,914	10,940	3,974	72.7

資料：高知県林業振興・環境部（令和2年度）の資料による

②在町者・不在町者別私有林面積

	年 次	私有林合計	在町者所有 面 積	不在町者の森林所有面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	昭和55年	13,988	13,726	262	129	133
	平成2年	14,862	12,828	2,034	938	1,096
	平成12年	13,642	12,904	738	361	377
構成比 (%)	昭和55年	100.0	98.1	1.9	(49.2)	(50.8)
	平成2年	100.0	86.3	13.7	(46.1)	(53.9)
	平成12年	100.0	94.6	5.4	(48.9)	(51.1)

資料：２０００年世界農林業センサスによる

③ 民有林の齢級別面積

単位 面積：ha

		総 数	１・２齢級 以上	３・４齢級 以上	５・６齢級 以上	７・８齢級 以上	９・１０齢級 以上	１１齢級 以上
民有林		18,078.77	0.31	41.84	254.04	592.69	2,831.92	14,152.65
人工林 計		13,261.96	0.31	31.91	227.94	484.81	2,313.89	10,203.10
主要樹別 面 積	スギ	7,079.56	0.31	8.33	62.92	69.47	791.40	6,147.13
	ヒノキ	5,114.36	0.00	20.01	157.77	263.91	1,331.63	3,341.04
	マツ	671.97	0.00	0.00	0.11	0.12	8.38	663.36
	広葉樹	396.07	0.00	3.57	7.14	151.31	182.48	51.57
天然林 計		4,611.49	0.00	9.93	26.10	107.88	518.03	3,949.55
竹 林		57.00						
無立木地		148.32						

資料：高知県林業振興・環境部の資料（令和３年度）による

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	件数			
保有山林なし	1	５～10ha	58	30～50ha	19
１～3ha	—	10～20ha	88	50～100ha	10
3～5ha	52	20～30ha	42	100～500ha	6
				総数	276

資料：２０２０農林業センサスによる

⑤作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長(m)	備考
基幹路網	63	179,944	
うち林業専用道	0	0	

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長(m)	備考
森林作業道	544	546,275	

資料：高知県林業振興・環境部及び町の資料による

(5) 梶原町における林業の位置付け

①産業別総生産額

(千円)

総生産額(A)		11,179
内 訳	第1次産業	757
	うち林業(B)	356
	第2次産業	3,595
	第3次産業	6,827
	(B)／(A) %	3.2

資料：市町村経済統計書（平成30年度）による

②製造業の事業所数、従業員数、現金給与総額

	事業所数	従業者数(人)	現金給与所得(万円)
全製造業(A)	9	221	65,733
うち木材・木製品製造業(B)	2	54	X
(B)／(A) %	22.2	24.4	X

資料：平成30年度高知県の工業（統計表）による

(6) 林業関係の就業状況

区分	就業者数(人)	備考
森林組合作業班員	9	
会社等雇用就業者	12	
県内移動就業者	0	
県外移動就業者	4	
自営業者	10	
一人親方	2	
県外就業者	0	
合計	37	

資料：高知県林業振興・環境部の資料（令和2年3月31日現在）による

(7) 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	8		3		2	3	
モノケーブル	0						ジグザク集材施設
リモコンウインチ	6		3		3		無線操縦による木寄機
自走式搬器	1					1	リモコン操作による巻き上げ搬器
運材車	1				1		林内作業車
ホイールトラクタ	0						主として牽引式集材用
動力枝打機	0						自動木登り式
フォークリフト	4		4				
フォークローダ	0						
クレーン付きトラック	2				1	1	主として運材用のトラック
ショベル系掘削機械	1				1		
チェーンソー	22		10		6	6	
刈払機	11		2		4	5	
グラップルクレーン	0						グラップル式クレーン
計	56	0	22		18	16	
(高性能機械)	0						
フェラーバンチャ	0						伐倒、木揃用の自走式
スキッダ	0						牽引式集材車両
プロセッサ	4		3		1		枝払、玉切、集積用自走機
グラップルソー	1				1		玉切、集積用自走機
ハーベスター	0						伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	1		1				積載式集材車両
タワーヤーダ	1					1	タワー付き集材機
スイングヤーダ	4		3			1	
計	11	0	7		2	2	

資料：高知県林業振興・環境部の資料（令和2年3月31日現在）による

(8) 林産物の生産概況

	素材	苗木	シイタケ		うど	いたどり	木炭
			生	乾燥			
	m ³	千本	kg	kg	kg	kg	kg
生産量	23,065			2,543	520	710	235

資料：高知県林業振興・環境部の資料による

(9) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無
—	—	—	—